

(公社)日本プロボウリング協会
トーナメント開催規程
細 則

公益社団法人日本プロボウリング協会

目 次

第 1 章	P 1	トーナメントの種類
第 2 章	P 2	トーナメントプロ区分
第 3 章	P 5	公認トーナメント出場優先順位
第 4 章	P 6	トーナメントプロ復帰
第 5 章	P 6	公認トーナメント出場人数
第 6 章	P 6	賞金制度
第 7 章	P 7	公認オープントーナメント特別規定
第 8 章	P 7	公認料規定
第 9 章	P 7	承認イベント規定
第 10 章	P 9	補則
附 則		

(公社)日本プロボウリング協会トーナメント開催規程 細則

第1章 トーナメントの種類

第1条 主催トーナメント（共催を含む）トーナメント（開催規程第2章 第3条参照）

第2条 公認トーナメント

前1条以外で本協会の諸規定に準じ、更に次に掲げる各項に適合し、委員会が公認競技会として認めるトーナメント。

1. 競技会に選手権名を使用してはならない。（協会主催のみ）
2. 永続的に毎年開催の計画を持っていること。
3. プロ選手の資格は、本細則に定めるトーナメント出場優先順位によるものとする。
4. トーナメントは原則として、男女別で行う個人戦である。

第3条 B公認トーナメント

前1・2条以外で本協会の諸規定に準じ、更に次に掲げる各項に適合し、委員会がB公認トーナメントとして認めるトーナメント。

1. 賞金総額が300万円以上500万円未満であること。（現金の副賞は認めない）
2. 開催日数は2日間を最大とする。（プロの選抜大会の開催は認めない）
3. ランキング
 - イ. タイトル：あり（但し、男女混合の場合はなし）
 - ロ. ポイントランキング：なし
 - ハ. 賞金ランキング：算入
 - ニ. アベレージランキング：算入

第4条 国際トーナメント

国際トーナメントとは、本協会所属のプロと日本国以外で協会が認めるプロ組織のライセンスを所持するプロとの国内における競技会をいう。
（各国とのプロ組織による競技会を含む）

1. 公認国際トーナメント
国内における公認国際トーナメントは、協会主催もしくは共催に限る。
2. 公認国際トーナメントの放映
 - イ. 公認国際トーナメントが国内でテレビ放映される場合の放映権は協会が保有するものとする。
 - ロ. 国内外を問わず、協会が主催、共催となる場合の国外での放映権については、当事者間で協議決定するものとする。
3. 公認国際トーナメントの運営譲渡
 - イ. 前1項の公認国際トーナメントの運営管理については、協会理事会の承認の上、プロモーターにこれを譲渡することができる。
 - ロ. 譲渡を受けたプロモーターは、協会と協議の上、興業譲渡権利金を協会に納付するものとする。

第2章 トーナメントプロ区分

協会認定のトーナメントプロライセンスを有し、当該年度の主催及び公認トーナメントに出場資格を有する者を称してトーナメントプロという。
トーナメントプロの区分とその資格は以下の通りとする。

第5条 トーナメントシードプロ(TS)

1. シードプロとはトーナメントの中で、出場の最優先の資格を持ち、主催及び公認トーナメント全てに出場する権利を有する者をいう。
(B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)
2. 資格と人数

【男子】

- (1) 前年度ポイントランキング上位47名
- (2) 前年度全日本選手権者 1名
但し(1)が(2)に重複する場合は(1)を繰り下げる。
- (3) シードプロに辞退者がでた場合でも、補充繰り上げは行わない。

【女子】

- (1) 前年度ポイントランキング上位18名
- (2) 前年度全日本選手権者1名
- (3) シードプロに辞退者がある場合、次点者を繰り上げるものとする。
尚、辞退者は理由を明記の上委員会に辞退届を提出し、委員会が認めた者を辞退者とする。
但し、繰り上げはランキング対象年度内に辞退者がある場合に限る。
- (4) 辞退が認められた者の、出場資格の順位はトーナメントサードプロの最上位とし当該年度に実施される「出場優先順位決定戦」に出場しなければならない。
但し、永久シードプロ(V20)及び準永久シードプロ(V10)は除く

第6条 永久シードプロ (V20)

永久シードプロとは、生涯優勝回数20勝以上の選手の事をいう。男子は当該年度に実施される「シーズントライアル」の出場を免除され優先順位は「公認トーナメント優勝者シードプロ」の次に位置する。
女子は当該年度に実施される「順位決定戦」の出場を免除され優先順位は「TS」の次に位置する。

第7条 全日本選手権者シードプロ(JS)

1. 全日本選手権者は、次の年度より男子は5年間、女子は3年間「全日本選手権者シード」として全ての公認トーナメントに出場する権利を有する。
(特殊トーナメントを除く)
2. 初年度は、トーナメントシードプロ「TS」の資格を有する。
3. 男子は2年目から5年目に当該年度に実施される「シーズントライアル」女子は2年目及び3年目に当該年度に実施される「順位決定戦」の出場を免除され、優先順位は「V20」の次に位置し最新選手権者を上位とする。

第8条 公認トーナメント優勝者シードプロ(CS)

1. 公認トーナメント優勝者は、当該トーナメント優勝決定日から次年度の出場資格を与える。(B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)
2. 【男子】優先順位としては「TS」の次に位置する。
3. 【女子】優先順位としては、当該年度優勝者は前年度優勝者シードプロの次に位置し、前年度優勝者は全日本選手権者シードプロの次に位置する。

第 9 条 歴代優勝者シードプロ
(B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)

公認トーナメント歴代優勝者は、当該トーナメントに限り本大会出場資格を有する。

第 10 条 決勝ラウンドロビン進出者シードプロ(特殊トーナメントを除く)
※【男子のみ】

公認トーナメント決勝ラウンドロビン進出者は、次回同一トーナメントの本大会出場資格を有する。

※ラウンドロビン以外の競技方法を使用する場合は上位12名とする。

第 11 条 トーナメントセカンドプロ(T2) ※【女子のみ】

1. セカンドプロとは、前6条・7条・8条以外のプロで前年度ポイントランキングの19位~36位までの18名をいう。
(但し、前年度ランキング19位~36位までに前6条・7条・8条のプロが重複する場合は、37位以下より繰り上げるものとする)

※当該年度に第8条・第14条からの該当者及びセカンドプロに辞退者が出て繰り上げは行わない。

2. セカンドプロは、当該年度に実施される「順位決定戦」を免除されて、年間の優先順位が確定される。

第 12 条 準永久シードプロ(V10)

準永久シードプロとは、生涯優勝回数10勝以上の選手の事をいう。男子は当該年度に実施される「シーズントライアル」女子は当該年度に実施される「順位決定戦」の出場を免除される。優先順位については、男子は決勝ラウンドロビン進出者シードプロの次に、女子は「T2」の次に位置する。

第 13 条 トーナメントプロ ※【男子のみ】

1. トーナメントプロとは、前5条・6条・7条・8条・12条のプロを除く全てのトーナメントプロ及び当該年度復帰者をいう。
2. 公認トーナメントに出場する場合は、当該年度に開催される「シーズントライアル」に出場して、出場優先順位を獲得しなければならない。
3. 「シーズントライアル」
 - イ. 本戦は当該年度の優先順位を決定する為に、年4回開催されるものである。(1開催4会場にて行う)
 - ロ. 開催時期及び優先出場資格を与えるトーナメントに関しては、委員会にて決定される。
 - ハ. 「シーズントライアル」は全てのプロが出場資格を持つものとする。但し、シードプロ及び準永久シードプロは優先出場順位の対象からは除くものとする。
- 二. 記録は全て公認とし、シーズントライアル優勝者(1開催4名)には、「シーズントライアルタイトル」を設け与えるものとする。但し、公式戦のタイトルには含まない。
- ホ. 「シーズントライアルポイント」を導入する。
このポイントは年間のポイントランキングに算入されるものとする。

第 14 条 トーナメントサードプロ(T3) ※【女子のみ】

1. サードプロとは、前5条・6条・7条・8条・11条・12条のプロを除く全てのトーナメントプロ及び当該年度復帰者をいう。
2. 当該年度に「トーナメント出場優先順位決定戦」が実施される場合は出場して優先順位を獲得しなければならない。
3. 「トーナメント出場優先順位決定戦」
 - イ. 本決定戦は、当該年度の優先順位を決定する為に開催する。
 - ロ. 本決定戦は、前項1で規定されたサードプロ以外の者は出場できない。

- ハ. サードプロの中で、当該年度上半期(1月~6月)トーナメント優勝者は本決定戦の出場を免除される。
- ニ. 本決定戦で得た優先順位により、出場できるトーナメントは委員会によって決定し発表するものとする。

第 15 条 トーナメント区分名称

トーナメントシードプロ	T S	
永久シードプロ	V 2 0	
全日本選手権者シードプロ	J S	
公認トーナメント優勝者シードプロ	C S	
(B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)		
歴代優勝者シードプロ		
(B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)		
決勝ラウンドロビン進出者シードプロ(特殊トーナメントを除く)		※【男子のみ】
トーナメントセカンドプロ	T 2	※【女子のみ】
準永久シードプロ	V 1 0	
トーナメントプロ		※【男子のみ】
トーナメントサードプロ	T 3	※【女子のみ】 と呼ぶ

第 16 条 B公認トーナメント出場資格

- 男子はシードプロより指定選手24名以上を参加させることとする。
(指定選手はポイントランキング上位48名を対象に振り分ける)
- 女子はシードプロより指定選手18名以上を参加させることとする。
(指定選手はポイントランキング上位36名を対象に振り分ける)
※年間試合数により振り分けを行わない場合もある。
※Aグループ：ランキング奇数順位／Bグループ：ランキング偶数順位
※グループ配分はトーナメント開催申請順とする。
※ランキング対象は開催年度のランキングとする。
(永久シード・全日本選手権者シード・優勝者シードなどは除く)
- 上記以外の上場選手はプロ参加人数内であれば主催者において選出できる。
但し、トーナメント出場優先順位並びにトーナメント出場資格がない選手は、年間1回のみ推薦がある場合に限り出場できるものとする。

第 17 条 外国のプロボウリング協会認定プロボウラー出場資格

- 本協会の公認トーナメントに出場を希望する者は、準会員の資格を取得しなければならない。
但し、委員会の審議を経て理事会の承認を得た者に限る。
 - PBA、KPBAの当該年度のライセンスを所持する者。
但し、委員会及び理事会の要請がある場合は、実技テスト及び研修を受講しなければならない。
 - 所属団体の推薦状又はJPBA正会員3名の推薦状とライセンス証のコピー及び申請書を提出できる者。
 - 準会員が主催者またはスポンサー推薦により公認トーナメント出場の場合、別途定めた参加費を納入しなければならない。
- 準会員の公認トーナメント出場資格は、主催者(スポンサー)推薦により委員会の承認を得た者に限るものとする。
- シード権及びトーナメント参加権利は正会員に限るものとする。
また、全日本選手権(男女)の出場資格は正会員のみとする。
- その他に関しては、委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。
※日本国籍を有する者は、日本のプロテストを受けなければならない。

第3章 公認トーナメント出場優先順位

第18条 出場優先順位

公認トーナメントの出場優先順位は次の通りとする。

【男子】

1. トーナメントシードプロ(TS)48名 ※前年度全日本選手権者を含む
2. 当該年度公認トーナメント優勝者シードプロ(CS)
(B公認トーナメント含む。特殊トーナメントを除く)
※1.3.4項以外からの優勝者は次トーナメントよりシードとする
但し、エントリー締切前対象とする
※併せて次年度のシード権を獲得する
3. 永久シードプロ(V20)
4. 全日本選手権者シードプロ ※5年間
5. 歴代優勝者シードプロ(B公認トーナメント含む。特殊トーナメントを除く)
※当該トーナメントの本大会出場資格を有する
6. 決勝ラウンドロビン進出者シードプロ(特殊トーナメントを除く)
※次回同一トーナメントの本大会出場を有する
7. 準永久シードプロ(V10)
8. 当該年度プロボウラー資格取得テスト実技免除合格者
9. 当該年度プロボウラー資格取得テストトップ合格者
10. トーナメントプロ(シーズントライアル出場者)

【女子】

1. トーナメントシードプロ(TS)18名
2. 永久シードプロ(V20)
3. 全日本選手権者シードプロ ※3年間
4. 前年度公認トーナメント優勝者シードプロ(CS1)
5. 当該年度公認トーナメント優勝者シードプロ(CS2)
(B公認トーナメント含む。特殊トーナメントを除く)
※1~4項以外からの優勝者は次トーナメントよりシードとする
但し、エントリー締切前対象とする
※併せて次年度のシード権を獲得する
6. 歴代優勝者シードプロ(B公認トーナメント含む。特殊トーナメントを除く)
※当該トーナメントの本大会出場資格を有する
7. トーナメントセカンドプロ(T2)
8. 準永久シードプロ(V10)
9. 当該年度プロボウラー資格取得テスト実技免除合格者
10. 当該年度プロボウラー資格取得テストトップ合格者
11. トーナメントサードプロ(T3)

※ミックスダブルスの出場優先順位は、前年度の男女ポイントランキングのポイント合計により決定される。

第19条 例外となるトーナメント及び出場資格

特殊トーナメント等の場合はその都度委員会より発表するものとする。

この改定細則は2013年1月1日より施行する。

第4章 トーナメントプロ復帰

第20条 トーナメントプロ復帰

1. 前年度公認トーナメント未出場の者で、当該年度にトーナメント出場を希望する場合は、トーナメント復帰願いを委員会に提出しなければならない。
2. 復帰条件
イ.永久A級ライセンス保持者 → 復帰願いのみ
※永久A級ライセンス保持者とは、5年連続200G・210AVG(女子200AVG)の者
又は、5年連続シード権を獲得した者
ロ.ライセンス取得後10年以上在籍者 → 復帰願いのみ
ハ.ライセンス取得後10年未満の者 → 復帰願い+2万円
3. トーナメント復帰者の中で、出場資格(前第3章)の条件以外に特に考慮しなければならない事由がある場合は、委員会で審議の上理事会で決定するものとする。

第5章 公認トーナメントの出場人数

第21条 選抜大会を行わないトーナメント

1. 人数 【男子】 48名 【女子】 24名から
(特殊トーナメントを除く)
2. 出場者は第3章 第18条の出場優先順位による。
(特殊トーナメントを除く)
3. B公認トーナメントの出場人数規定
【男子】36名以上96名以内 【女子】24名以上72名以内
※男女混合も可能とするが、タイトル数には算入しない。

第22条 選抜大会を行うトーナメント

1. 選抜大会は、本大会の出場人数が男子72名、女子36名以上でなければ行うことができない。
2. 選抜大会の出場資格者は第3章 第18条の出場優先順位による。
3. 選抜大会は、協会が主催運営をするものとする。

第23条 主催者推薦選手

1. 主催者が推薦できるのは、当該競技者のプロボウラー総参加数の5%までとする。
(外国人プロボウラーを含む)
2. 選抜大会のある競技会において、直接本大会に出場できる推薦選手を希望する主催者は、その理由を書面にて提出し委員会の審議を経て承認を得るものとする。
3. 全日本選手権には推薦は認めない。

第24条 外国人プロボウラーの推薦規定

1. PBA・KPBAのライセンスを当該年度保持し、委員会が認めたものに限る。
2. 上記1項を除くプロボウラーについては、理事会の承認を得るものとする。

第6章 賞金制度

第25条 公認トーナメントは賞金総額500万円以上とする。

第26条 B公認トーナメントにおける賞金総額は300万円以上500万円未満とする。
(現金の副賞は認めないものとする)

第27条 プロ・アマオープントーナメントの賞金は、プロのみを対象とする。

第 28 条 賞金配分

1. 本大会出場人数が24名以下の場合、全員に賞金を与えなければならない。
2. 本大会出場人数が25名以上60名以下の場合、最低24名以上に賞金を与えなければならない。
3. B公認トーナメントの賞金配分は、本大会出場プロには最低男子24名、女子24名に賞金を与えなければならない。
4. 賞金配分の割合は、賞金配分表に基づくものとする。
5. 上記以外の賞金配分については委員会の承認を得なければならない。

第 7 章 公認オープントーナメント特別規定

第 29 条 プロ・アマオープントーナメントにおけるプロの出場資格は、トーナメント出場優先順位(本細則第3章)によるものとする。

第 30 条 プロ・アマオープントーナメントの本大会におけるアマチュア選手の出場人数はプロ出場人数の同数以下とする。
但し、それ以外については委員会に提出し承認を得なければならない。

第 31 条 選抜大会をプロ・アマ合同で行う場合の選抜方法は、プロ・アマそれぞれの上位より選出するものとする。

第 32 条 プロ・アマオープントーナメントにおいて、ラウンドロビン方式並びにマッチゲーム方式を採用する場合は、それ以前にプロ・アマ合同による最低8ゲーム以上のトータルピン方式の競技を採用しなければならない。

第 33 条 JPBAを退会及び除名された者は、以降アマチュアとしても公認オープントーナメントに出場することが出来ない。(但し、理事会が承認した者は除く)

第 8 章 公認料規定

第 34 条 公認料

1. 単発トーナメントは50万円とする。但し、男女同一会場で同時開催の場合は、2トーナメントとする。
2. サーキットトーナメントは1会場20万円とする。(サーキットトーナメントは3会場以上での開催をいう)
3. 男女ミックストーナメントは80万円とする。

第 35 条 B公認トーナメント公認料

賞金総額の10%とする。

第 9 章 承認イベント規定

本細則第1章1・2・3条以外で、開催されるトーナメントを「承認イベント」という。

次に掲げる各項に該当する競技会等を開催する場合は、承認イベントとして委員会に届け出て、承認を得なければ開催することができない。

1. プロボウラーが6名以上(会場センター(企業含む)所属のプロを除く)参加して競技を行うもの。(模範競技、アマ参加のオープン戦競技などを含む)
2. 人数に関わらずプロが出場するテレビマッチ。
3. 出場人数に関わらず賞金が出るイベント。

※上記1～3項の各項に該当しながら、承認イベントの申請及び承認の有無は、出場プロ個人の責任において確認することとする。
無承認のイベントなどに出場したプロは罰則が適用される。

第 36 条 賞金制度

承認イベントにおける賞金総額の上限を300万円未満とする。
但し、TV主催の承認イベントを除く。

1. 賞金は出場プロのみ対象とする。
2. 賞金は主催者よりプロに支払うものとする。

第 37 条 エントリーフィー

承認イベント(賞金を出すイベント)の参加費(研修会・パーティー費などを含む)は、下記記載の金額を限度とし徴収することができる。

賞 金 総 額	参 加 費
～150万円	5,000円
151万円～300万円未満	10,000円

※尚、上記金額を超えて徴収する場合には委員会の承認を得るものとする。

第 38 条 承認イベント出場資格

承認イベントのプロ出場資格は当協会正会員(ティーチングプロを含む)とする。

但し、上記以外の者をプロとして出場させる場合は、委員会に理由書を提出し承認を得るものとする。

第 39 条 承認イベントの出場規定

承認イベント(賞金を出すイベント)における出場人数は下記の通りとする。
(但し、開催地区所属プロを除く)

賞 金 総 額	出 場 人 数
～100万円	15人まで
101万円～200万円	20人まで
201万円～300万円未満	30人まで

※尚、上記人数を超えて開催を希望する場合は委員会の承認を得るものとする。

第 40 条 承認料

1. 賞金を出さないイベント

- ①単発のイベントは5万円とする。
- ②当協会法人賛助会員主催の場合は1万円とする。
- ③(公社)日本ボウリング場協会加盟センターにて開催の場合は2万円とする。
- ④サーキットイベント(3会場以上)は、1会場につき1万円とする。

2. 賞金を出すイベント

出場人数に関わらず承認料を支払うものとする。

- ①承認料は賞金総額の15%とする。
但し、最低承認料は10万円とする。
- ②当協会法人賛助会員主催の場合は賞金総額の5%とする。
但し、最低承認料は5万円とする。
- ③(公社)日本ボウリング場協会加盟センターにて開催の場合は賞金総額の8%とする。但し、最低承認料は5万円とする。

3. TVのレギュラー番組(継続して行われるもの)については、当協会に申請し委員会の承認を得るものとする。
尚、承認料は不要とする。

4. 承認料の免除
当協会地区主催の活動行事及び委員会が承認したイベントに限り承認料を免除することができる。

第10章 補 則

第41条 改廃

本細則は、協会定款第8章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附 則

本改正細則は、2013年1月1日より施行する。

本改正細則は、2013年7月1日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正細則は、2014年4月1日より施行する。

1982年	1月	1日	施行
1986年	7月	1日	改定
1988年	5月	30日	〃
1989年	5月	9日	〃
1992年	11月	26日	〃
1993年	1月	1日	〃
2000年	1月	1日	〃
2004年	1月	1日	〃
2006年	1月	1日	〃
2008年	1月	1日	〃
2010年	4月	1日	〃
2013年	1月	1日	〃
2013年	7月	1日	〃
2014年	4月	1日	〃